

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
山口県知事 様		2025年6月20日	
提出者			
住 所		東京都中央区八重洲二丁目2番1号	
氏 名		三井化学株式会社	
		代表取締役社長 橋本 修	
代理者			
住 所		山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号	
氏 名		三井化学株式会社 岩国大竹工場	
		執行役員工場長 高妻 泰久	
		(主管課長:安全・環境GL 横山 孝雄)	
		電話番号 0827-53-9107	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		三井化学株式会社 岩国大竹工場	
事業場の所在地		山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号	
事業の種類		製造業(化学工業)	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		2024年4月1日～2025年3月31日	
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目		目標値	
排出量		1085 t	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		0 t	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		0 t	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		0 t	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		0 t	
全処理委託量		1085 t	
優良認定処理業者への処理委託量		1085 t	
再生利用業者への処理委託量		0 t	
認定熱回収業者への処理委託量		0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	616 t
		前年度	238 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
・2018年4月より、特別管理産業廃棄物の電子マニフェスト使用開始。			
・処分業者との委託契約ごとに、産業廃棄物(特管含む)の電子マニフェストで運用開始。			
※事務処理欄			

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(令和6年度実績)

多量排出事業者 名 称	三興化学株式会社 岩国大竹工場	所在地(市町名)	和木町	事業の種類	製塩業 (化学工業)
-------------	-----------------	----------	-----	-------	---------------

区 分	種 類	計 画 の 実 施 状 況																
		① 排出量	② 自ら直接再資源化した量	③ 自ら直接再資源化し入荷した量	④ 自ら中間処理した量	⑤ ④のうち最終処分を行った量	⑥ ④のうち最終処分への処理委託量	⑦ ④のうち中間処理の委託量	⑧ ④のうち中間処理の委託先が山口県内	⑨ ④のうち中間処理の委託先が山口県外	⑩ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県内	⑪ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県外	⑫ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県内	⑬ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県外	⑭ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県内	⑮ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県外	⑯ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県内	⑰ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県外
特別管理産業廃棄物	廃油	218.6594									218.6594	0			218.6594	0		
	塩類	11.9448									11.9448	0			11.9448	0		
	塩アルカリ	0.047									0.047	0			0.047	0		
	感染性産業廃棄物										0	0			0	0		
	PCB	8.533321									8.533321	0			8.533321	0		
	PCB汚染物										0	0			0	0		
	PCB処理物										0	0			0	0		
	炭石類等	6.21									6.21	0	6.21		6.21	0		
	有害産業廃棄物	1.2267									1.2267	0			1.2267	0		
	計 (国)	246.621221	0	0	0	0	0	0	0	0	246.621221	0	0	0	246.621221	0	0	0

実 績										
① 排出量	② ④のうち最終処分を行った量	③ ④のうち最終処分への処理委託量	④ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県内	⑤ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県外	⑥ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県内	⑦ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県外	⑧ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県内	⑨ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県外	⑩ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県内	⑪ ④のうち最終処分への処理委託先が山口県外
218.6594	0	0	0	0	0	218.6594	218.6594	0	0	0
11.9448	0	0	0	0	0	11.9448	11.9448	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8.533321	0	0	0	0	0	8.533321	8.533321	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6.21	0	0	0	0	0	6.21	6.21	0	0	0
1.2267	0	0	0	0	0	1.2267	1.2267	0	0	0
246.621221	0	0	0	0	0	246.621221	246.621221	0	0	0

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油)

不要物等発生量

有償物量

排出量

① 218.6594

自ら直接
再生利用した量

② 0

自ら直接埋立処分した
量

③ 0

自ら中間処理
した量

④ 0

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0

自ら中間処理し
た後の残さ量

⑥ 0

自ら中間処理に
より減量した量

⑦ 0

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 218.6594

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 218.6594

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫ 0

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬ 0

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0

項目	実績値
①排出量	218.6594
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	218.6594
⑪優良認定処理業者への処理委託量	218.6594
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸)

不要物等発生量

有償物量

排出量

① 11.9448

自ら直接
再生利用した量

② 0

自ら直接埋立処分した
量

③ 0

自ら中間処理
した量

④ 0

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0

自ら中間処理し
た後の残さ量

⑥ 0

自ら中間処理に
より減量した量

⑦ 0

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 11.9448

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 11.9448

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫ 0

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬ 0

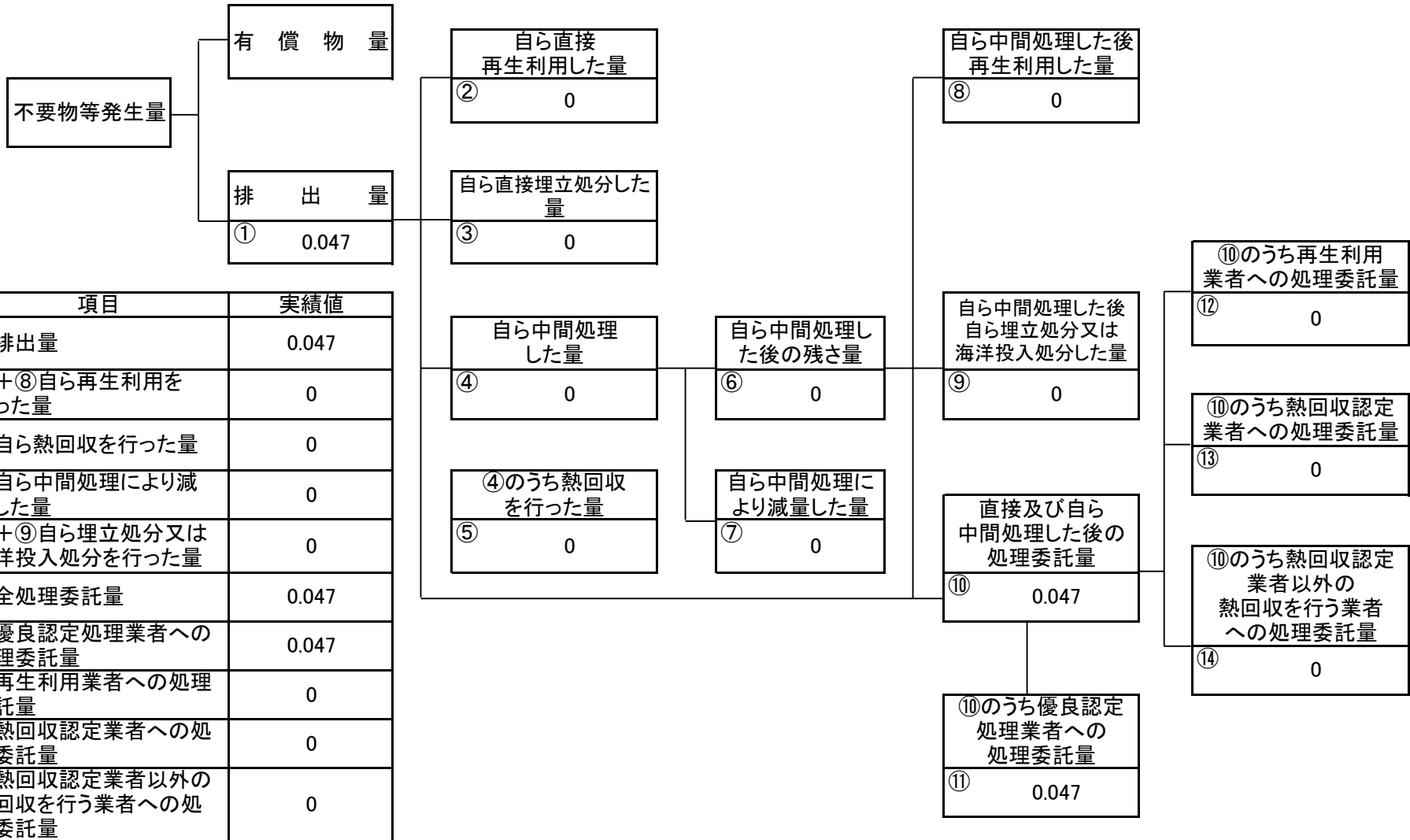
⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0

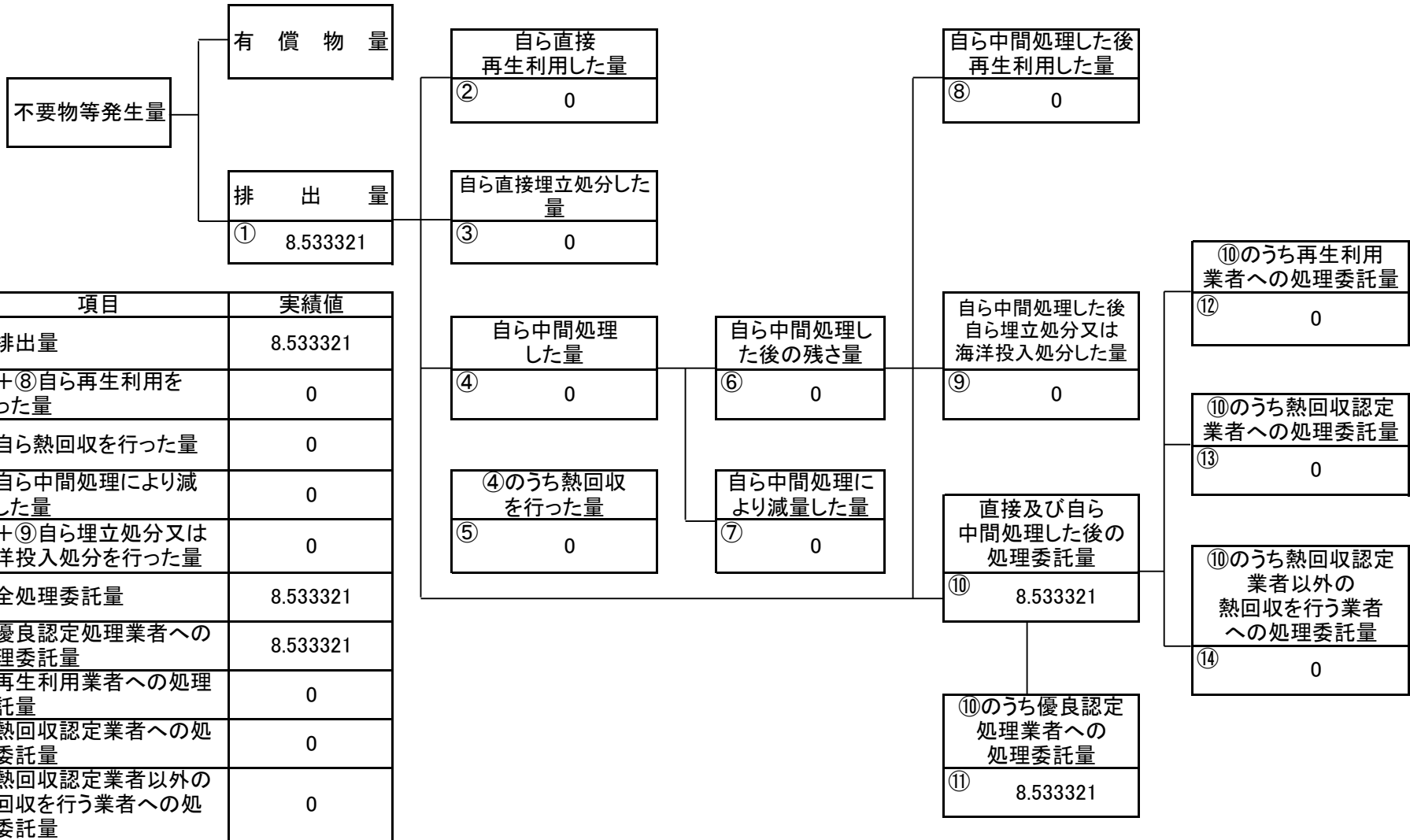
項目	実績値
①排出量	11.9448
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	11.9448
⑪優良認定処理業者への処理委託量	11.9448
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(第2面)

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

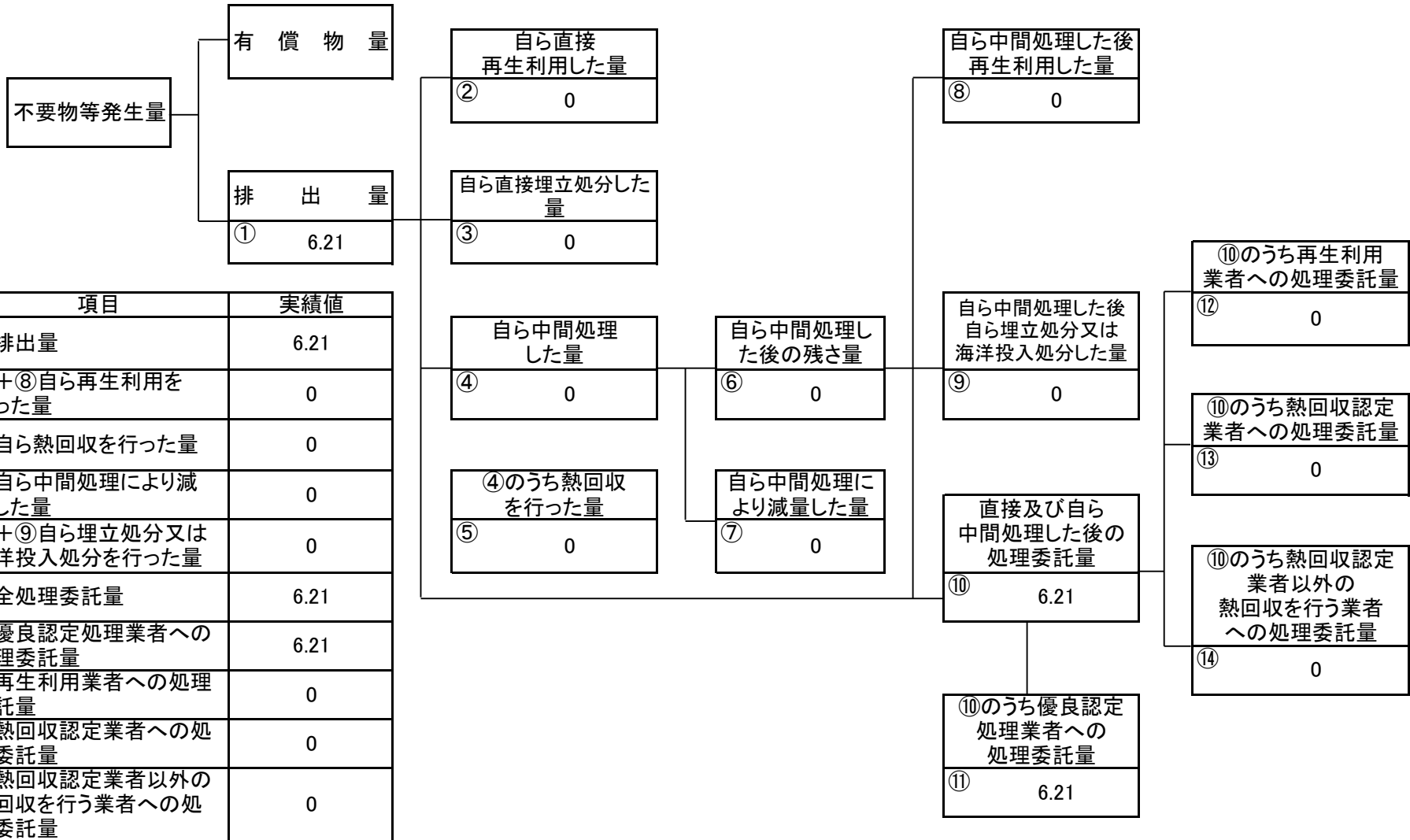


計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB)



(第2面)

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃石綿等)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 有害産業廃棄物)

不要物等発生量

有償物量

排出量

① 1.2267

自ら直接
再生利用した量

② 0

自ら直接埋立処分した
量

③ 0

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 1.2267

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 1.2267

自ら中間処理
した量

④ 0

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0

自ら中間処理し
た後の残さ量

⑥ 0

自ら中間処理に
より減量した量

⑦ 0

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫ 0

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬ 0

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0

項目	実績値
①排出量	1.2267
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	1.2267
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.2267
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。